（　事　務　連　絡　）

令和元年 　９月　３日

（２０１９年）

宝塚市上下水道局

指定給水装置工事事業者

排水設備指定業者　　　　各位

宝塚市上下水道局施設部

給排水設備課長

消費税率の改正に伴う分担金・手数料の取り扱い及び

給排水設備工事申請方法の変更について

平素は、本市上水道事業の運営に御理解・御協力を賜り有難うございます。

さて、令和元年（2019年）10月1日より消費税率が引き上げられることに伴い、各分担金の旧税率での取り扱いを下記のとおりとしますので、給水装置工事等の申し込みをされる場合はご留意をお願いします。また、給排水設備工事において、給水装置工事の竣工検査後も公共下水道排水設備等計画確認申請書が速やかに提出されていないため、完了検査の実施や下水道使用料徴収の確認、排水設備台帳の整理に時間を要する事例も見受けられることから、工事検査申請方法を令和元年（2019年）10月1日より変更しますのでご了承下さい。

記

１　拡張分担金・特別分担金について

令和元年9月30日までに前受金として納付されたものは8％の旧税率を適用します。

２　口径別分担金・手数料について

給水装置工事申込書の受領が令和元年9月19日までで、かつ分担金等の納付が令和元年9月30日までのものは8％の旧税率を適用します。ただし審査の進捗状況により納付書の発行が10月1日以降となる場合は、納付書に記載されている納期限までに納付されるものについては8％の旧税率を適用します。

※給水装置工事申込書の受領については、標準処理期間を一週間としています。そのため、9月の連休等を除く平日の7日間を事務処理期間としますのでご了承下さい。

※9月20日以降に受領した給水装置工事申込書については10％の新税率を適用します。

３　給排水設備工事完了検査申請方法について

工事完了検査を受ける際には、給水装置工事竣工届とともに公共下水道排水設備等計画確認申請書を提出し、排水設備担当の確認を受けてから検査を申し込んでください。給水装置工事と排水設備工事の検査に必要な書類が整った後に検査を行います。なお、給水装置工事と排水設備工事の事業者が異なる場合は受付時に担当者と相談して下さい。

以上